

---

**仁淀川町障害者計画**  
**第6期仁淀川町障害福祉計画**  
**第2期仁淀川町障害児福祉計画**

---

令和3年3月

仁淀川町

# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>5</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	5
2. 計画の位置づけ .....	5
3. 計画の構成と期間 .....	6
4. 障害福祉に関する制度・施策の変遷 .....	8
<b>第2章 障害者の現状</b> .....	<b>11</b>
1. 障害のある人の動向 .....	11
(1) 身体障害者（児）の状況 .....	11
(2) 知的障害者（児）の状況 .....	12
(3) 精神障害者（児）の状況 .....	12
(4) 障害児保育の実施状況 .....	13
(5) 特別支援学級の設置状況 .....	13
(6) 経済的支援の受給状況 .....	14
(7) 仁淀川町内の福祉サービス事業所・福祉施設 .....	15
<b>第3章 計画の推進にあたっての重点課題</b> .....	<b>16</b>
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>17</b>
1. 施策の展開にあたっての基本目標 .....	17
(1) 啓発・交流の推進 .....	17
(2) 保健・医療の充実 .....	17
(3) 障害のある子どもを支援する体制の強化 .....	17
(4) 就労支援の強化 .....	17
(5) 社会参加への支援 .....	18
(6) 生活支援サービスの提供 .....	18
(7) 安心して暮らせる生活環境の整備 .....	18
2. 施策体系 .....	19
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>20</b>
1. 基本目標1 啓発と交流の促進 .....	20
(1) 理解と交流の促進 .....	20
(2) 地域における福祉活動の推進 .....	20
2. 基本目標2 保健・医療の充実 .....	21
(1) 保健・医療体制の充実 .....	21
(2) こころの健康づくり .....	22
(3) 難病患者への支援 .....	22
3. 基本目標3 障害のある子どもを支える体制の強化 .....	23

(1) 療育・発達支援体制の充実.....	23
(2) 障害児教育の充実.....	23
4. 基本目標4 就労支援の強化.....	24
(1) 多様な就労の場の確保と支援.....	24
5. 基本目標5 社会参加への支援.....	25
(1) 移動・コミュニケーションに関する支援.....	25
(2) 社会参加活動への支援.....	25
6. 基本目標6 生活支援サービスの提供.....	26
(1) 広報活動と相談支援の充実.....	26
(2) 生活支援サービスの提供.....	26
7. 基本目標7 安心して暮らせる生活環境の整備.....	28
(1) ひとにやさしいまちづくり.....	28
(2) 居住環境の整備.....	28
(3) 生活安全対策の推進.....	29

## 第6章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標の評価・分析 ..... 30

1. 目標の評価・分析.....	30
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	30
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	31
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	32
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	32
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	33

## 第7章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における目標 ..... 34

1. 目標の設定.....	34
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	34
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	35
(3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実.....	36
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	37
(5) 障害児支援の提供体制の整備等.....	38
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	39
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	39

## 第8章 障害福祉サービスの見込量とその確保方策..... 40

1. 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び方策.....	40
(1) 訪問系サービス.....	40
(2) 日中活動系サービス.....	42

(3) 居住系サービス.....	45
(4) 相談支援サービス.....	47
2. 地域生活支援事業の充実.....	48
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	48
(2) 自発的活動支援事業.....	48
(3) 相談支援事業.....	49
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	50
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	50
(6) 意思疎通支援事業.....	51
(7) 日常生活用具給付事業.....	52
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	54
(9) 移動支援事業.....	54
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	55
(11) 日常生活支援事業.....	55
3. 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策.....	56
(1) 障害児を対象としたサービス.....	56
<b>第9章 計画の達成状況の点検及び評価.....</b>	<b>59</b>
1. 点検及び評価の基本的な考え方.....	59
2. 点検及び評価体制.....	59
3. 点検及び評価結果の周知.....	59

# 第1章 計画策定の概要

---

## 1. 計画策定の趣旨

仁淀川町では、平成19年3月に「仁淀川町障害者福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して充実した人生を送ることができる社会づくりを進めてきました。

「仁淀川町障害者福祉計画」は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく「障害福祉計画」をあわせたものです。

その後、「障害福祉計画」については3年毎の計画見直しを経て、現在は「第5期障害福祉計画(平成30～令和2年度)」が進行中です。また、「障害者計画」については、平成30年3月に見直しを行い、平成30年度から令和5年度までを期間とした「仁淀川町障害者計画」を策定しています。

このたび、令和2年度末で「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」が終了するため、国や高知県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条で定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」として位置づけられているものです。また、「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障害者のための施策に関する基本的な計画(＝障害者計画)と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(障害者総合支援法)」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画(＝障害福祉計画)及び「児童福祉法」に基づき、障害児の通所支援や相談支援の提供体制の確保に関する実施計画(＝障害児福祉計画)を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

---

### 3. 計画の構成と期間

本計画は3つの個別計画から構成されており、それぞれの計画期間は以下のとおりとなっています。「仁淀川町障害福祉計画（第6期）」と「仁淀川町障害児福祉計画（第2期）」は一体のものとして策定します。

#### ■ 本計画の構成 ■

策定する計画	計画期間	計画の概要
仁淀川町障害者計画	平成30～ 令和5年度 (6年間)	障害者基本法第11条3項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障害者が地域の中でともに暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
仁淀川町障害福祉計画 (第6期)	令和3～5年度 (3年間)	障害者総合支援法第88条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
仁淀川町障害児福祉計画 (第2期)		児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務づけられるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。

「障害者計画」は本町の障害者施策の基本計画としての機能を有しています。一方、「障害福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、障害福祉計画は障害者計画等の障害者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■ 障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格 ■

障害者計画

- 「障害者基本法（第11条第3項）」に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 「障害者総合支援法（第88条）」に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 「児童福祉法（第33条の20）」に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■ 本計画における障害者等の概念 ■

- 『障害者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
- 【補説】**『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

## 4. 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

### ①「障害者基本法」の改正

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらを基に、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

### ②「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変わり、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1

日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

今回の「障害者総合支援法」の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて平成30年4月1日としています。

### ■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 ■

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

### ③「発達障害者支援法」の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

#### ④その他の障害者施策をめぐる近年の動き

##### 【「障害者虐待防止法」の施行】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年6月に成立し、平成 24 年 10 月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

##### 【「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成 25 年4月1日に施行されました。本町では、調達先の提供可能な役務・物品と町内部の需要の調整を図りできる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っており、調達結果については、町のホームページに公表しています。

##### 【「障害者雇用促進法」の改正】

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成 25 年6月に改正され、平成 28 年4月1日から（一部は、平成 25 年6月または平成 30 年4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

- 障害者の範囲の明確化 〔平成 25 年6月 19 日施行〕
- 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務  
〔平成 28 年4月 1 日施行〕
- 法定雇用率の算定基礎の見直し 〔平成 30 年4月 1 日施行〕

##### 【「障害者差別解消法」の施行】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年6月成立し、平成 28 年4月1日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

## 第2章 障害者の現状

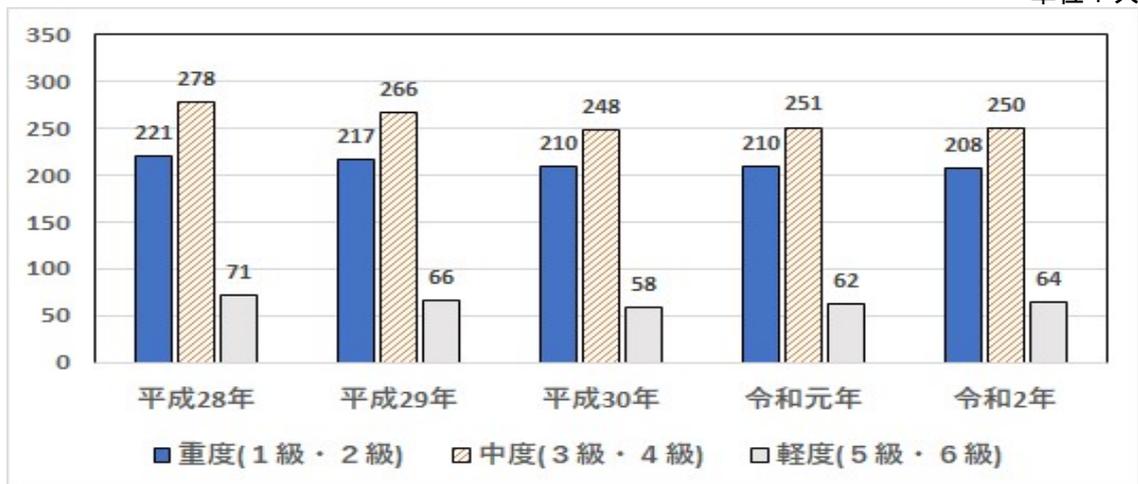
### 1. 障害のある人の動向

#### (1) 身体障害者（児）の状況

本町に居住する身体障害者手帳所持者全体の数は、全体的に減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

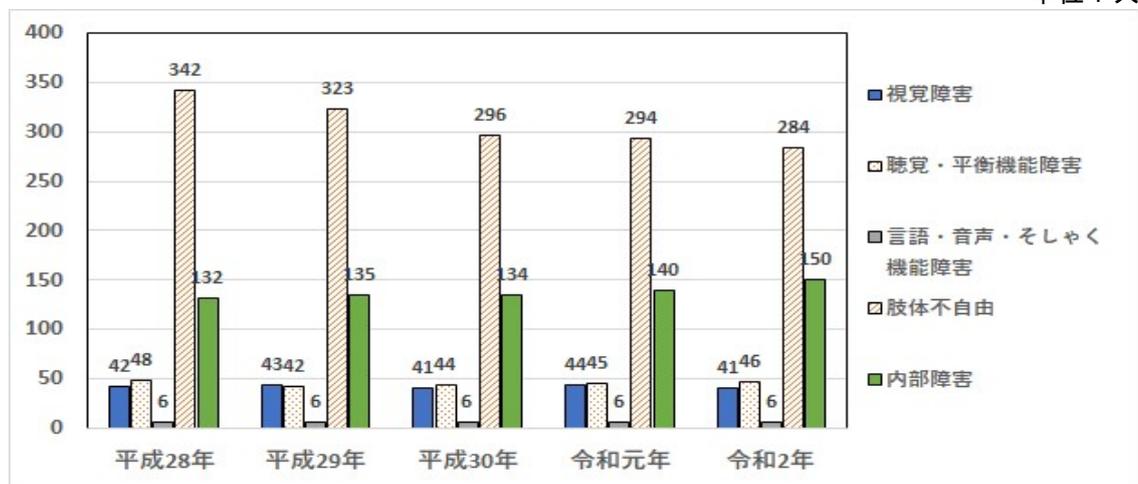


資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

障害の部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和2年においては、身体障害者手帳所持者の約53.8%を占めています。「肢体不自由」は減少傾向にありますが、その他はほぼ横ばい、もしくはやや増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数（障害の部位別）の推移■

単位：人



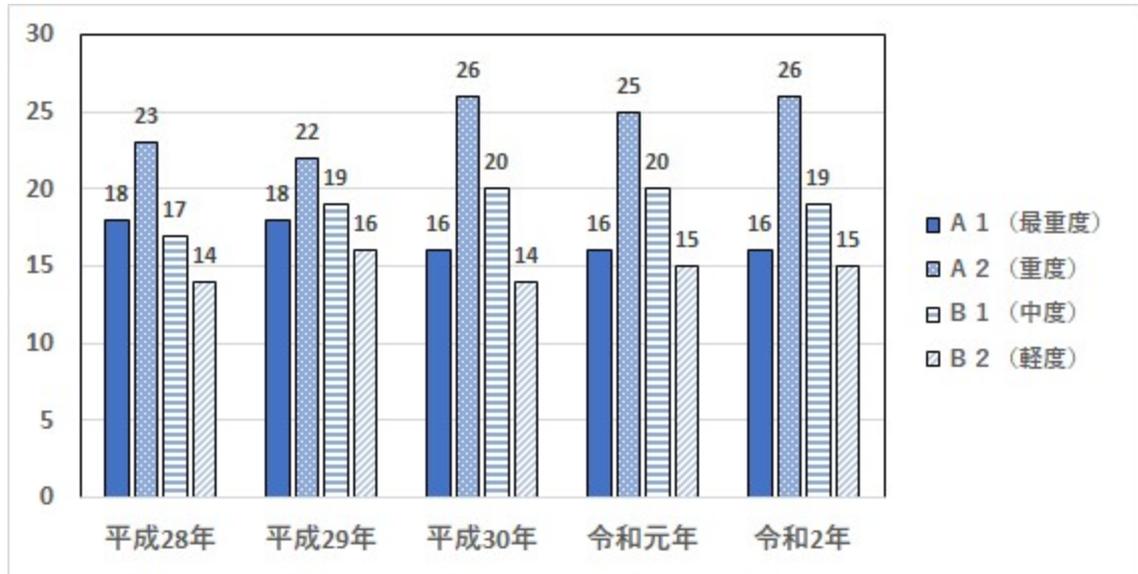
資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

## (2) 知的障害者（児）の状況

本町に居住する療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「A1（最重度）」は減少傾向にあります。ほかは横ばい、もしくはやや増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



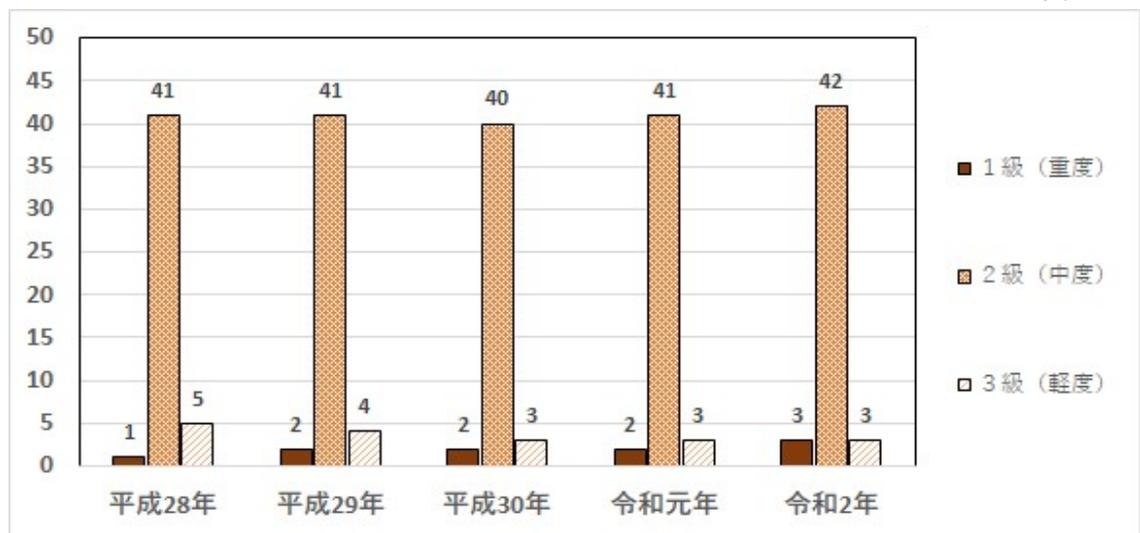
資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

## (3) 精神障害者（児）の状況

本町に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、「3級（軽度）」はやや減少傾向から横ばいで推移していますが、「1級（重度）」と「2級（中度）」はやや増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数（等級別）の推移■

単位：人



資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

#### (4) 障害児保育の実施状況

障害児保育の実施状況については、以下のとおりとなっています。

##### ■ 障害児保育の実施状況 ■

単位：人

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
保育所	児童数	6	4	3	5	4
	加配職員数	4	3	3	4	4
児童クラブ	児童数	1	1	0	0	0
	加配職員数	1	1	0	0	0
合計	児童数	7	5	3	5	4
	加配職員数	5	4	3	4	4

資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

#### (5) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の設置状況は以下のとおりです。

##### ■ 特別支援学級の設置状況 ■

単位：人

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	学級数	4	6	4	5	4
	児童数	5	6	7	8	7
中学校	学級数	2	2	3	3	4
	生徒数	2	2	3	3	4

資料：仁淀川町保健福祉課（各年4月1日）

## (6) 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給者数は以下のとおりです。「特別障害者手当」「特別児童扶養手当」の受給者数は減少傾向にあります、「障害児福祉手当」は増加傾向にあり、その他はほぼ横ばいで推移しています。

### ■ 各種経済的支援受給者数等の推移 ■

単位：人

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
特別障害者手当	受給者数	3	5	4	2	2
障害児福祉手当	受給者数	4	4	5	5	6
特別児童扶養手当	受給者数	12	12	11	7	8
心身障害者	加入者数	12	12	12	12	12
扶養共済制度	受給者数	2	2	2	2	3

資料：仁淀川町保健福祉課（各年 4 月 1 日）

また、自立支援医療の受給者数は以下のとおりとなっています。「精神通院医療」の利用者が増加傾向にあります。

### ■ 自立支援医療の受給者数の推移 ■

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
更生医療	21	19	20	20	18
精神通院医療	84	76	75	80	85
育成医療	3	0	0	0	0
合計	108	95	95	100	103

資料：仁淀川町保健福祉課（各年 3 月末日）

## (7) 仁淀川町内の福祉サービス事業所・福祉施設

令和2年度における町内の障害福祉サービス事業所と福祉施設については以下のとおりです。

## ■ 町内の指定障害福祉サービス事業所及び障害者福祉施設 ■

サービス	事業所名	所在地	実施主体
居宅介護 重度訪問介護	サポートセンター ほのか	大崎 264 番地 2	社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
	ぬくもり介護 センターおおの	森 3675 番地	有限会社 ぬくもり介護センターおおの
生活介護 短期入所 施設入所支援	湖水園	高瀬 1500 番地	高吾北広域町村事務組合

資料：仁淀川町保健福祉課

## 第3章 計画の推進にあたっての重点課題

障害のある人をめぐる障害者施策の動向や各調査の結果を総合的に勘案し、今後、重点的に取り組む必要性が高いと考えられる課題は以下のとおりです。

### ①障害に関する正しい理解の周知と障害のある人との交流促進

平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行され、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められました。

本町においても、障害の有無に関わらず、すべての町民が相互に人格や個性を認め、尊重することのできる社会の形成が求められます。

### ②障害のある子どもへの支援の強化

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正に伴い、本計画より障害児福祉計画の策定が求められるようになりました。放課後等デイサービスなどの障害児福祉サービスの利用は全国的にも増加傾向にあり、障害のある子どもやその保護者を支えるための福祉施策や福祉サービスのニーズが高いことがうかがえます。障害のある子どもの保育・療育・教育を通じて、適切な支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていくことが求められます。

### ③就労の場の提供・拡大

「障害者雇用促進法」が平成25年6月に改正され、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務や法定雇用率の算定基礎の見直しが定められました。職場における障害者理解を進め、就労意欲の高い障害のある人がその特性を活かして社会の中で活躍できる場の創出が求められています。

### ④移動手段の確保

外出する時に困ることとして、「困った時にどうすればいいのか心配」、「公共交通機関が少ない」などが問題となっています。外出時の不安を解消するだけでなく、日常的な足となる公共交通の利便性の向上が求められています。

その他、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

## 第4章 施策の展開

### 1. 施策の展開にあたっての基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、本町では以下の7つの視点を設定し、各施策を展開することにより、障害のある人を支援していきます。また、厚生労働省が提唱する「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

#### (1) 啓発・交流の推進

広報や交流、ふれあいの機会を通じて町民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。さらに、多様化するニーズに対応すべく、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図ります。

また、障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

#### (2) 保健・医療の充実

障害の有無に関わらず、すべての町民がいきいきと健やかに人生を送ることができるよう、健（検）診や保健指導等を通じた健康づくりを支援します。また、必要な医療やリハビリテーションが受けられるよう、関係機関との連携を図ります。

こころの健康づくりを町ぐるみで支援し、課題の早期発見・早期対応につなげることができるよう、体制の強化を図ります。

#### (3) 障害のある子どもを支援する体制の強化

本計画の策定より、障害児福祉計画の策定が新たに求められるようになるなど、全国的に障害のある子どもへの総合的な支援の必要性が高まっています。本町でも、障害のある子どもに対する支援として、障害児福祉サービスの提供を中心に、ケースに応じた支援を行ってきましたが、今後も、障害のある子どもやその保護者への支援を行い、適切な支援につながるよう、各種サービスの提供体制の構築に努めていきます。障害のある子どもが、その特性や適性に応じて、その可能性を最大限に発揮できるよう、一貫した保育・療育・教育の提供に努めていきます。

#### (4) 就労支援の強化

すべての人にとって、社会的な自立には、経済的な自立が不可欠です。障害のある人でも、その特性や適性を活かした就労により、経済的な自立を促すことができるよう、障害福祉サービス等の適切な提供を図ります。また、平成30年度から障害のある人の法定雇用率が見直されることなどを踏まえ、民間企業への各種制度の周知やその利用を推進するとともに、障害のある人の一般就労を支援していきます。

## (5) 社会参加への支援

障害のある人もない人も分け隔てなく交流できる機会やふれあうことができる機会の1つである、スポーツや芸術文化活動を支援するとともに、人生を豊かにする生涯学習の場の充実に努めます。

また、移動支援やコミュニケーション支援により、障害のある人が社会とのつながりを維持することができるよう図っていきます。特に移動支援については、公共交通施策との連携を通じて、町内外のアクセスの改善を図っていきます。

## (6) 生活支援サービスの提供

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選び取ることができるよう、利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実に図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資するための体制の確立に努めます。さらに、各種サービスについて、町民への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実にはじめ、円滑な制度運営を図ります。

また、障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実に努めます。

## (7) 安心して暮らせる生活環境の整備

障害のある人の安心・安全な暮らしを実現するためには、生活基盤である住まいの確保や生活環境の整備、防災・防犯・交通上の安全確保は欠かせません。障害の有無に関わらず、すべての町民が快適かつ安全・安心に生活することができるよう、住宅や公共施設、道路などといった生活環境の整備、向上を図るとともに、地域における防災・防犯対策の充実に努めます。

また、消費者犯罪から障害のある人などを保護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進し、町民の権利や財産を保護する取り組みを進めます。

## 2. 施策体系

本計画における基本理念の実現に向けて、障害のある人に関わる施策を以下のように整理します。

### ■ 施策の体系 ■

【基本目標】	【基本施策】	【施策】
1. 啓発・交流の推進	(1) 理解と交流の促進	①こころのバリアフリーの促進 ②福祉教育の推進
	(2) 地域における福祉活動の推進	①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の活性化
2. 保健・医療の充実	(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進 ②地域における医療体制の充実 ③地域リハビリテーション体制の充実
	(2) こころの健康づくり	①こころの健康づくりの推進 ②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
	(3) 難病患者等への支援	①難病患者等への支援
3. 障害のある子どもを支援する体制の強化	(1) 療育・発達支援体制の充実	①障害の早期発見・療育体制の充実 ②障害のある子どもの子育て支援
	(2) 障害児教育の充実	①個性と能力を尊重した教育の充実 ②教育施設の整備・充実 ③就学指導体制の充実
4. 就労支援の強化	(1) 多様な就労の場の確保と支援	①啓発の推進と雇用の促進 ②相談支援、職業能力の育成
5. 社会参加への支援	(1) 移動・コミュニケーションに関する支援	①外出支援の充実 ②コミュニケーション支援の推進
	(2) 社会参加活動への支援	①スポーツ等への支援 ②まちづくり活動への参画促進
6. 生活支援サービスの提供	(1) 広報活動と相談支援の充実	①広報・情報提供の充実 ②相談支援体制づくり
	(2) 生活支援サービスの提供	①的確な支給決定とサービス利用計画の作成 ②在宅生活の支援 ③日中活動の場の充実 ④生活の場の確保 ⑤各種制度の活用
7. 安心して暮らせる生活環境の整備	(1) ひとにやさしいまちづくり	①ひとにやさしいまちづくりの普及・促進 ②外出しやすいまちづくり
	(2) 居住環境の整備・改善	①誰もが暮らしやすいまちづくりの普及・促進 ②障害のある人に配慮した住まいの充実
	(3) 生活安全対策の推進	①防災・防火対策の充実 ②防犯対策の充実 ③権利擁護の推進

## 第5章 計画の推進

### 1. 基本目標1 啓発と交流の促進

「地域共生社会」の構築に向けて、障害のある人もない人も、ともに地域社会の一員として、相互に尊重される社会が求められています。また、平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」では、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められています。障害に対する正しい理解を深めることができるよう、広報・周知活動や交流機会の創出に努めていきます。

さらに、障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスのみでは不十分であることから、地域住民の相互の助け合い活動の活性化を図り、相互に支え合う社会の構築を図ります。

#### (1) 理解と交流の促進

施策	概要
① こころのバリアフリーの促進	家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、「広報によど川」等の媒体や多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人とない人の交流を促進していきます。
② 福祉教育の推進	子どもたちが幼少の頃から障害や障害のある人に対する正しい知識と認識を深めることができるよう、学校、保育所（園）における道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。 また、あらゆる年代の住民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種学級・講座、講演会等の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援等に努めます。

#### (2) 地域における福祉活動の推進

施策	概要
① 地域福祉活動の推進	障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員、仁淀川町身体障害者連合会などによる地域福祉活動の活発化を図ります。 とりわけ、地区における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族、ひとり暮らし高齢者等に対し、地域の人々が互いに見守り、支え合い、助け合って、みんなが安心して暮らせるような福祉社会の形成を目指します。
② ボランティア活動の活性化	障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、配食サービスの配達など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。

## 2. 基本目標2 保健・医療の充実

いきいきとした生活には、心身が健やかであることが不可欠です。市民の健康づくりを推進するとともに、必要な医療を地域で受けられる体制づくりを図ることによって、市民が安心して暮らしていくことのできる環境づくりを進めていきます。また、障害のある人の自立した生活を支えるためのリハビリテーション体制の充実に努めます。

さらに、こころの健康づくりにあたっては、地域で困りごとを抱えた人へのサポートを強化していきます。

### (1) 保健・医療体制の充実

施策	概要
① 健康づくりの推進	<p>総合健診、健康相談、健康教育など保健事業の充実に努め、住民の心身の健康づくりの支援に引き続き努めます。とりわけ、障害のある人の健康づくりを支援するため、本人や家族等に対する日常的な健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談・保健指導の充実等に努めます。</p> <p>また、精神疾患や難治性疾患等について、専門医療機関等との連携を図り、適切な診断・治療の促進に努めます。</p>
② 地域における医療体制の充実	<p>障害のある人が自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて関係機関との連携のもとに、医療体制の充実に努めます。</p>
③ 地域リハビリテーション体制の充実	<p>障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の程度に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション提供体制の充実に努めます。</p> <p>また、福祉保健所や療育関係機関との連携を通じて、障害のある子どもに対する小児リハビリテーション体制の充実に努めます。</p>

## (2) こころの健康づくり

施策	概要
① こころの健康づくりの推進	<p>住民がストレスや悩み、こころの病気について気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や相談支援体制の強化に努めます。</p> <p>精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携による正しい知識・情報の普及・啓発に努めます。</p>
② 精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実	<p>誰もが身近なところで気軽に安心して相談でき、必要に応じて適切な医療を受けられるよう、専門医療機関や地域の保健・福祉関係機関等との連携により相談支援体制の充実及び精神科医療の確保に努めます。</p> <p>また、様々な活動体験を通じて精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上、精神疾患の悪化・再発・入院の予防を図るとともに、家族の相談・学習機会の提供や社会参加を目的に実施しているデイケア事業等の実施に努めます。</p>

## (3) 難病患者への支援

施策	概要
① 難病患者等への支援	<p>県の福祉保健所や医療・介護関係機関等との連携を進め、難病患者等の保健・医療・福祉に関する総合的な相談支援体制の整備に努めます。また、在宅難病患者一時入院制度による生活支援サービスを実施します。</p>

### 3. 基本目標3 障害のある子どもを支える体制の強化

障害のある子どもへの支援については、全国的に発達障害児童の増加がみられるほか、本計画から障害児福祉計画の策定が求められるようになるなど、保護者への支援を含めて強化されるようになってきています。本町でも障害のある子どもの早期発見と適切な対応に努め、保育・療育・教育を通じて社会的な自立に向けた支援を進めていきます。

#### (1) 療育・発達支援体制の充実

施策	概要
① 障害の早期発見・療育体制の充実	母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された心身に発育発達上の課題のある子ども、その保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に努めます。 また、学校においては、健康診断による疾病の早期発見と事後指導を徹底し、早期治療を進めるとともに、健康教育や健康管理を充実します。
② 障害のある子どもの子育て支援	「ともに育つ」という視点のもとに、障害のある子どもの保育所や放課後子ども教室への受け入れ体制の充実に努めます。

#### (2) 障害児教育の充実

施策	概要
① 個性と能力を尊重した教育の充実	障害のある子ども一人ひとりの状況や特性等に柔軟に対応できるよう、教職員の正しい理解を深めることが大切です。指導方法・指導内容・教材等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、生活に結びついた学習を取り入れ、その可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。 また、学習活動・行事等の学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関等との交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民等との交流を進めていきます。
② 教育施設の整備・充実	障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また、緊急時の避難場所、体育館の開放などの利用に配慮します。スロープや手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備等の充実に努めます。
③ 教育支援体制の充実	障害のある子どもの持つ可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な教育支援の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について県や関係機関に働きかけます。 また、中学校における進路指導では、学校見学や説明会の実施等を通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めるとともに、中・軽度の障害のある子どもの職業的な自立を目指し、支援の充実を図ります。

## 4. 基本目標4 就労支援の強化

社会的な自立には経済的な自立が不可欠です。就労は生きがいくりにもつながることから、障害のある人がその特性や能力を活かして就労し、賃金を得ることができるよう、障害福祉サービス等を通じて支援を行います。また、「障害者雇用促進法」の改正等、法制度の周知を民間企業等へ周知し、障害のある人の一般就労を支援していきます。

### (1) 多様な就労の場の確保と支援

施策	概要
① 啓発の推進と雇用の促進	<p>障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、住民や事業所等に対する普及・啓発活動を推進します。</p> <p>障害のある人の雇用における先導的役割を果たすため、町役場においても、引き続き障害のある人の雇用の推進に努めます。</p> <p>雇用先の事業所等において、障害のある人が雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携します。</p> <p>採用後に精神疾患を発病した人や中途障害の人については、円滑な職場復帰や継続的に就労できるよう図っていきます。</p>
② 相談支援、職業能力の育成	<p>障害のある人の就職や職業能力の習得・向上、就職後の安定就労等を図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。</p>

#### ■ 障害者就労施設等からの物品等の調達推進 ■

単位：円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績	実績	実績見込み
調達額	568,587	1,150,000	292,936	752,392	500,000
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	見込み	見込み	見込み		
調達額	500,000	500,000	500,000		

## 5. 基本目標5 社会参加への支援

障害のある人の社会参加を支援するため、移動手段やコミュニケーション手段の確保に努めます。特に、町民の日常生活と社会生活の基盤である交通施策については、障害福祉施策のみならず、公共交通施策等の他分野との連携を進め、総合的に施策を提供していく必要があります。

また、スポーツ等の活性化を通じて、障害のある人が自らの健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、支援を行います。

### (1) 移動・コミュニケーションに関する支援

施策	概要
① 外出支援の充実	<p>社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図ります。</p> <p>行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、民間が実施する移送サービス（車いす送迎車による移送等）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましい在り方について検討を進め、サービス提供に努めます。</p> <p>社会参加をより一層促進するために、自動車運転免許取得や自動車改造などの支援を行います。</p> <p>障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用を促進します。</p>
② コミュニケーション支援の推進	<p>聴覚障害や音声・言語機能に障害のある人が社会生活を送る上でコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、関係団体の協力のもと、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障害のある人の状況に応じたきめ細やかな対応をしていきます。</p>

### (2) 社会参加活動への支援

施策	概要
① スポーツ等への支援	<p>障害のある人がスポーツ等を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための条件整備や支援人材の育成等に取り組めます。</p> <p>障害のある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動等の振興を図ります。</p>
② まちづくり活動への参画促進	<p>政策・方針検討の場や地域におけるコミュニティ活動など、障害のある人やその家族の幅広い参画を促進するとともに、障害者団体活動の支援に努めます。</p> <p>今後進める新たな施策・事業等について、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを検討します。</p>

## 6. 基本目標6 生活支援サービスの提供

障害のある人が地域で住み続けられるよう、自らの状況に応じた適切な支援を受けることのできる体制づくりを進めていく必要があります。障害の有無に関わらず、すべての町民が地域の情報を得ることができるよう、各種情報の提供に努めていきます。また、必要とするサービスを受給できるよう、近隣自治体等とも連携しながら、地域の相談支援機能の強化を図っていきます。

さらに、障害のある人の地域生活を応援するため、各種サービスの提供体制の構築・強化を引き続き図っていきます。

### (1) 広報活動と相談支援の充実

施策	概要
① 広報・情報提供の充実	<p>広報紙やパンフレットなどの活用を通じて情報の提供に努めるとともに、障害のある人が利用できる福祉サービスや町内及び近隣における関係施設の案内、保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族等がわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。</p>
② 相談支援体制づくり	<p>障害のある人やその家族、介助者などの抱える様々な相談ニーズに応じて、迅速かつ的確な相談支援が行えるよう、町内や近隣地域の相談支援に関わる関係機関との連携を強化していきます。また、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実のため、研修等を通じて地域包括支援センター職員と保健師の資質の向上を図ります。</p> <p>身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員等の活動への支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、住民への周知を図ります。</p>

### (2) 生活支援サービスの提供

施策	概要
① 的確な支給決定とサービス利用計画の作成	<p>障害のある人が、自らの人生や生き方を選び、地域において自立し、安心した生活を送れるよう、障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などの生活課題、サービス利用意向等に応じて各種の支援制度・事業、社会資源等についての情報提供に努めます。個々の障害のある人にとって必要かつ効果的なサービスが利用できるよう、支給決定方法の適正な運用に努めるとともに、利用者の立場に立ったサービス利用計画の作成に努めます。</p>
② 在宅生活の支援	<p>障害のある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら、多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるよう各種の生活支援サービスの充実に努めます。</p>
③ 日中活動の場の充実	<p>障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族等の負担を軽減するため、県や近隣町村、サービス事業所など関係機関との連携・調整を図ります。</p> <p>また、身近な地域などで、障害のある人やその家族、支援者等が気軽に集い、交流できるとともに、地域の人と障害のある人とのふれあいを促す場として、「あったかふれあいセンター」、公共施設など既存施設を活用した交流の場の確保・整備を検討します。</p>

施策	概要
④ 生活の場の確保	<p>障害のある人が地域のなかで自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の情報提供や情報収集に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組みを進めます。</p> <p>また、町内における入所施設の老朽化や個室化に対応できるよう関係機関とともに取り組みを勧めます。</p> <p>その他、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しつつ、生活の場としての施設サービスの確保に向けて、近隣町村との協力を進めていきます。</p>
⑤ 各種制度の活用	<p>障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度（障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等）の周知に努め、有効活用を図るとともに、障害福祉サービス利用時の利用者負担について軽減措置などの配慮に努めます。</p>

## 7. 基本目標7 安心して暮らせる生活環境の整備

地域で安心して暮らし続けることができる仁淀川町を目指し、まちなかや住まいなど、生活環境のバリアフリー化を引き続き推進し、すべての人が生活しやすい環境の整備に努めます。

また、安心して暮らしていくためには、災害時への備えや犯罪等への対策を進めておく必要があります。災害等の非常時の支援体制や地域の見守りの強化を通じて、安心な地域生活の創出に努めます。障害のある人の権利や財産を守る制度の周知拡大によって、支援を必要とする人がサービスを受けることができるよう、体制の強化を図ります。

### (1) ひとにやさしいまちづくり

施策	概要
① ひとにやさしいまちづくりの普及・促進	バリアフリー新法や高知県ひとにやさしいまちづくり条例などについて、住民や事業者に対する普及・啓発に努め、「ひとにやさしいまちづくり」やバリアフリー化に関する意識の高揚を図ります。 多くの人が利用する新設の公共施設について、段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置等を設置し、バリアフリー化の状況などについて、利用者に対する情報提供に努めます。
② 外出しやすいまちづくり	障害のある人や高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関の整備を働きかけていきます。

### (2) 居住環境の整備

施策	概要
① 誰もが暮らしやすいまちづくりの普及・促進	町営住宅等においては、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい居住環境となるよう、引き続きバリアフリー住宅の整備促進に努めます。
② 障害のある人に配慮した住まいの充実	町営住宅等における心身障害者世帯など福祉世帯向けの優先入居枠の確保など、入居時の配慮に努めます。

## (3) 生活安全対策の推進

施策	概要
① 防災・防火対策の充実	<p>台風・集中豪雨などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人等の日常的な実態把握や災害時・緊急時の緊急通報、救出・避難誘導の個別避難プランの作成、地域ぐるみの支援体制を整備していきます。</p> <p>また、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。</p>
② 防犯対策の充実	<p>障害のある人や高齢者等が犯罪被害に遭うことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における近隣住民相互の声かけなど、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。</p>
③ 権利擁護の推進	<p>判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。</p> <p>福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の推進を図ります。</p> <p>障害のある人に対する虐待の防止に向けて、関係機関における連携体制や具体的な対応等について検討を進めます。</p> <p>県や県社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めていきます。</p>

## 第6章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の目標の評価・分析

### 1. 目標の評価・分析

前回の計画（平成29年度～令和2年度）における成果目標に対する評価・分析は次のとおりです。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

○地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

##### ■数値目標■

	平成28年度末時点	令和2年度末時点
施設入所者数	22人	21人
地域生活移行者数 (移行率)	/	1人 (4.5%)
施設入居者の削減数 (削減率)	/	1人 (4.5%)

##### 【成果】

地域生活移行者数は1人で4.5%の移行率となり、数値目標は達成しましたが、国の基本指針にある9%以上の移行率は達成することができませんでした。

施設入居者の削減数としては4人で18%の削減率となり、数値目標や国の基本指針の削減率を達成することができています。

##### ■実績■

	平成28年度末時点	令和2年度末時点(見込み)
施設入所者数	22人	18人
地域生活移行者数 (移行率)	/	1人 (4.5%)
施設入居者の削減数 (削減率)	/	4人 (18.0%)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- 平成 32 年度末までにすべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上の長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の1年以上の長期入院患者数及び高知県において算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の1年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後1年時点の退院率については 90%以上とすることを基本とする。

### 【目標設定】

本町においては、令和 2 年度末までに保健、医療、福祉関係者の協議の場を越知町・佐川町と共同で設置する。

### 【成果】

令和 2 年度より、仁淀川町・越知町・佐川町の障害担当で協議する場を設け、地域包括ケアシステムの構築に向け、準備を行っています。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

#### 【目標設定】

障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後の課題については、全国的な課題の1つとなっている。相談や体験の機会・場など、地域生活拠点等に求められる機能の整備・拡充を図るため、検討を進めていく。

#### 【成果】

面的整備型の地域生活支援拠点の設置に向けて検討を重ねています。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【国の基本指針】

- 平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

#### 【目標設定】

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、0名で推移しています。平成30年度以降の移行者数については、各年度における移行者数を1名と見込みます。

#### 【成果】

各年度における一般就労への移行者数については、平成30年度に1名、令和元年度に1名、令和2年度は0名となっており、目標は概ね達成できています。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ①平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③平成 32 年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 【目標設定】

本町には障害児支援の資源が乏しく、他市町村の事業所においてサービスを利用している状況となっています。平成 30 年度以降は、県内全域を視野に入れた広域的なサービス確保を下記のとおり努めていきます。

- ①児童発達支援センターの設置については、圏域での設置に向けて取り組んでいきます。
- ②保育所等訪問支援を利用できる体制構築に取り組みます。
- ③中央西圏域での設置に向けた検討を進めます。

### 【成果】

- ①児童発達支援センターは中央西圏域内の日高村に設置されています。  
今後は町の枠を超えて事業所と連携を図っていきます。
- ②中央西圏域内の土佐市・日高村に保育所等訪問支援事業所が整備されており、本町の対象者も利用できる体制となっております。今後も引き続き事業所と連携して利用に繋がられる体制を取っていきます。
- ③中央西圏域において、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は存在するが、重症心身障害児を受け入れ可能な事業所は整備されていません。今後も圏域内での整備に向けて各事業所と協議していきます。

## 第7章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における目標

### 1. 目標の設定

本町では、国の「基本指針」及び高知県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（令和3年度～令和5年度）における成果目標を次のとおり設定します。

#### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

##### 【目標設定】

福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、施設利用者やその家族の希望や状況等を考慮しつつ、適切な支援の提供に努めていきます。

##### ■数値目標■

	令和元年度末時点	令和5年度末時点
施設入所者数	19人	16人
地域生活移行者数 (移行率)		1人 (5.3%)
施設入居者の削減数 (削減率)		3人 (15.8%)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

### 【目標設定】

地域包括ケアシステム構築のために必要な保健・医療・福祉関係者による協議の場を越知町・佐川町と共同で設置し、協議の場を活用や精神障害者の地域移行が行えるよう、必要なサービス見込量を定めます。

#### ■ 数値目標（協議の場の活用） ■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各年度における協議会数	0回	0回	3回	3回	3回
各年度における協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	10人	10人	10人
各年度における協議の場の目標設定	なし	なし	精神科病床への入院者数の現状把握	入院者を地域で受入れるための具体的な施策の検討	令和4年度に考えた検討策を実行し、最低1名は退院者を地域で受入れる
各年度における協議の場の評価の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回

#### ■ 数値目標（精神障害者の地域移行に係るサービス見込量） ■

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援 (人/月)	0	0	0	0	0
地域定着支援 (人/月)	0	0	0	0	0
共同生活援助 (人/月)	0	0	0	0	0
自立生活援助 (人/月)	0	0	0	0	0

### (3) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

#### 【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 【目標設定】

地域生活拠点の整備の目的とされる、障害のある人の高齢化や重度化および「親亡き後」を見据えた地域移行を進めるため、相談や体験の機会・場など、地域生活拠点等に求められる機能の整備・拡充を図り、整備に向けて検討を進めていきます。

#### ■ 数値目標 ■

項目	令和5年度末時点	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	仁淀川町自立支援協議会において検証・検討の機会を持つ。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

### 【目標設定】

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、平成30年度から令和2年度までの期間において2名（うち就労移行支援事業1名、就労継続支援A型事業1名）で推移しています。今後も同程度で移行できるよう関係機関と連携を図り、令和5年度末までの移行者数として2名を見込みます。

### ■数値目標■

項目	令和5年度末時点
一般就労移行者数 (全体数)	2人
一般就労移行者数 (就労移行支援事業を利用)	1人
一般就労移行者数 (就労継続支援A型事業を利用)	1人
一般就労移行者数 (就労継続支援B型事業を利用)	0人

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ⑤令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【目標設定】

本町には障害児支援の資源が乏しく、他市町村の事業所においてサービスを利用している状況となっています。令和3年度以降も、県内全域を視野に入れた広域的なサービス確保を下記のとおり努めていきます。

#### ■ 数値目標 ■

項番	項目	令和5年度末時点	備考
①	児童発達支援センターの設置数	1箇所 (現状維持)	中央西圏域内の日高村に設置されている。
②	保育所等訪問支援事業の利用体制の構築	2箇所 (現状維持)	中央西圏域内の土佐市・日高村に保育所等訪問支援事業所が整備されている。
③	難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保	1箇所	仁淀川町・越知町・佐川町で体制について協議の場を持つ
④	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	中央西圏域において1箇所以上確保する。
⑤	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	3回/年	中央西福祉保健所管内、仁淀川町・越知町・佐川町の近隣3町村で協議の場を設けます。
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	協議の場を通じて、コーディネーター配置の必要性について検討してきます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

### 【目標設定】

国の基本指針に基づき、令和5年度末までに圏域または仁淀川町・越知町・佐川町の3町において基幹相談支援センターの設置等を検討していきます。

#### ■数値目標■

項目	令和5年度末時点	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	中央西圏域または仁淀川町・越知町・佐川町の3町での設置を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
主任相談支援専門員の養成	0人	0人	1人	近隣町村で勉強会を開催
相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	近隣町村で勉強会を開催
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回	近隣町村で勉強会を開催

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針】

○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

### 【目標設定】

国の基本指針に基づき、令和5年度末までに障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援台帳システム等を活用し、サービスの質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

#### ■数値目標■

項目	令和5年度末時点	備考
町内の障害福祉サービス事業所、町職員等が研修に参加する人数	1人/年	
障害者自立支援台帳システム等を活用した関係機関との共有の場	1回/年	自立支援協議会で報告

## 第8章 障害福祉サービスの見込量とその確保方策

### 1. 障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込量及び方策

本町においては、国が定めた障害福祉サービスについて、第6期計画期間内における見込量を推計し、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、努めていきます。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

##### ■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
居宅介護	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障害のある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障害がある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
同行援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援します。</p>
行動援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害のある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。</p>
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障害のある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

①サービスの現状・課題

第5期計画期間では、訪問系サービスの利用は減少傾向にあります。

■訪問系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用時間数 (時間/月)	112	77	112	30	112	14
	利用者数 (人/月)	6	6	6	5	6	2

②サービス見込量とその確保のための方策

各サービスの利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みます。県やサービス提供事業者と連携しながら障害の特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、既存のサービス提供事業者における体制を強化し、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延利用時間数 (時間/月)	23	23	23
	利用者数 (人/月)	4	4	4

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

### ■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。</p>

①サービスの現状・課題

生活介護は見込量以上の利用がありますが、就労移行支援や就労継続支援（A型）は減少傾向にあります。その他のサービスについては一定の利用があります。

■日中活動系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	利用量 (人日/月)	414	487	414	463	414	454
	利用者数 (人/月)	24	24	24	22	24	21
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	23	23	23	21	23	19
	利用者数 (人/月)	1	2	1	1	1	1
就労移行支援	利用量 (人日/月)	32	35	32	2	32	0
	利用者数 (人/月)	2	2	2	1	2	0
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日/月)	42	40	42	24	42	17
	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	1
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日/月)	161	173	161	162	161	170
	利用者数 (人/月)	9	11	9	9	9	10
就労定着支援	利用者数 (人/月)						
療養介護	利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型・医療型)	利用量 (人日/月)	15	11	15	14	15	11
	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

## ②サービス見込量とその確保のための方策

各サービスの利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みますが、一部のサービスにおいては、今後利用が見込まれる量や人数を含みます。また、障害者の利用の移行や状況に応じたきめ細かな支援を行い、円滑なサービス提供に努めます。

## ■日中活動系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用量 (人日/月)	456	502	456
	利用者数 (人/月)	20	22	20
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日/月)	21	21	21
	利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日/月)	21	21	21
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労移行支援	利用量 (人日/月)	16	16	16
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日/月)	16	16	16
	利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日/月)	210	210	210
	利用者数 (人/月)	12	12	12
就労定着支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
療養介護	利用者数 (人/月)	3	4	4
短期入所 (福祉型・医療型)	利用量 (人日/月)	16	22	22
	利用者数 (人/月)	4	4	4

### (3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

#### ■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
自立生活援助	<p>集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。</p>
共同生活援助 (グループホーム)	<p>障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。</p>
施設入所支援	<p>施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。</p> <p>生活介護などの日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。</p>

①サービスの現状・課題

居住系サービスの利用状況について、1月当たりの利用者数は以下のとおりです。共同生活援助の利用が伸びていますが、施設入所支援は減少傾向で推移しています。

■居住系サービスの利用実績■

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	実利用者数 (人/月)						
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	11	13	11	15	11	15
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	22	22	20	22	19

②サービス見込量とその確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）の利用は今後も現在と同程度で推移するものと見込みますが、施設入所支援については介護保険施設へ移行する者や新たに利用する者を見込んでいます。また、地域生活への移行を進めていくため、各サービスの提供を継続的に行っていきます。引き続き専門的な技術を有する事業者等への委託により、サービスの提供を図ります。

■居住系サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	15	15	15
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	17	18	16

## (4) 相談支援サービス

相談支援サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

### ■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

### ① サービスの現状・課題

本町においては、計画相談支援の利用が多くなっています。

### ■ 施設系サービスの利用実績 ■

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	利用者数 (人/年)	50	45	50	50	50	43
地域移行支援	利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

### ② サービス見込量とその確保のための方策

本計画から月単位の見込み量として、計画相談支援は各月で11人の利用を見込みます。サービスの提供にあたっては、引き続き専門的な技術を有する事業者へ委託していきます。

### ■ 訪問系サービスの見込量 ■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	11	11	11
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0

## 2. 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

### （1）理解促進研修・啓発事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

#### ■事業の実績■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	—	—	—

#### ■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	必要に応じて実施		

### （2）自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

#### ■事業の実績■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	—	—	—

#### ■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

### (3) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のための必要な援助を行います。

#### ②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

#### ③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

#### ④住宅入居等支援事業

公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害のある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

第4期における実績と第5期における見込みは次のとおりです。

#### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	実施の有無	—	—	—
基幹相談支援センター		—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業		—	—	—
住宅入居等支援事業		—	—	—

#### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		
基幹相談支援センター				
基幹相談支援センター等機能強化事業				
住宅入居等支援事業				

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

##### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	—	—	—

##### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

##### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—

##### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

## (6) 意思疎通支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込量)
手話通訳者派遣	利用件数 (件/年)	21	13	10
要約筆記者派遣	利用件数 (件/年)	2	0	0
手話通訳者設置	実施の有無	—	—	—

### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	利用件数 (件/年)	10	10	10
要約筆記者派遣	利用件数 (件/年)	2	2	2
手話通訳者設置	実施の有無	必要に応じて実施		

## (7) 日常生活用具給付事業

### ①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

### ②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

### ③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

### ④情報・意思疎通支援用具

点字器や人口咽頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

### ⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

### ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第4期における実績と第5期における見込みは次のとおりです。

## ■事業の実績■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込量)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	0	0	0
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	1	2	1
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	0	1	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	1	4	3
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	277	241	139
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	0	0	1

## ■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	250	250	250
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	1	1	1

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

### ■事業の実績■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	—	—	—

### ■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	必要に応じて実施		

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

### ■事業の実績■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実施の有無	—	—	—

### ■事業の見込み■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施の有無	必要に応じて実施		

### (10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の支援を行います。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

#### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター	実施の有無	—	—	—

#### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施の有無	必要に応じて実施		

### (11) 日常生活支援事業

本町では、日常生活支援事業として、障害のある人（子ども）に、日中における一時的な活動の場を提供し、見守りや日常生活訓練等を行うとともに、家族や介護者の休息や就労を支援する事業（日中一時支援事業）を行っています。

第4期における実績と第5期における見込みは以下のとおりです。

#### ■ 事業の実績 ■

事業名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込量)
日中一時支援事業	利用件数 (件/年)	292	312	252

#### ■ 事業の見込み ■

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用件数 (件/年)	300	300	300

### 3. 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策

#### (1) 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下のとおりです。

##### ■ サービスの内容 ■

区分	実施内容
児童発達支援	未就学児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障害のある子どもが、障害のある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度から開始されるサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

①サービスの現状・課題

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用が伸びており、全体的に障害児のサービス利用が増加傾向にあります。その他のサービスの利用は横ばいとなっています。

■ 障害児通所支援サービスの利用実績 ■

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	利用量 (人日/月)	9	8	9	17	9	15
	利用者数 (人/月)	4	9	4	10	4	6
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用量 (人日/月)	25	18	25	21	25	18
	利用者数 (人/月)	2	3	2	5	2	4
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	3	2	3	2	3	2
	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)						
	利用者数 (人/月)						
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	2	3	2	4	2	7

## ②サービス見込量とその確保のための方策

児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、今後も現在と同程度で推移するものと見込まれますが、放課後等デイサービスについては、今後も増加傾向と見込みます。専門的な技術を有する事業者へ委託し、引き続きサービスの提供を行っていきます。

## ■障害児通所支援サービスの見込量■

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用量 (人日/月)	18	18	18
	利用者数 (人/月)	6	6	6
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用量 (人日/月)	39	47	55
	利用者数 (人/月)	10	12	14
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	4	4	4
	利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	9	9	9

## 第9章 計画の達成状況の点検及び評価

---

### 1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、目標値として設定した項目について実績を把握するとともに、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等の措置を講じることとします。

### 2. 点検及び評価体制

計画に基づく施策を推進するため、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「仁淀川町地域自立支援協議会」で、PDCA サイクルのプロセスを念頭に、計画の実施状況の把握を行うと共に、計画の進捗状況の各確認、事業内容について評価を行います。

また、仁淀川町総合福祉計画推進協議会において、その結果を年1回報告します。

### 3. 点検及び評価結果の周知

町ホームページ等を通じて、毎年、広く町民に周知を図ります。